

各務原都市計画地区計画の変更（各務原市決定）

都市計画 各務山地区 地区計画を次のように変更する。

名 称		各務山地区地区計画
位 置		各務原市各務山一丁目 地内
面 積		約 17.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、各務山の西側にあたり、地区南西に接する(都)江南関線から(都)一般国道21号線を経由して、東海北陸自動車道 岐阜各務原ICまで8kmでアクセスでき、交通至便な地区である。</p> <p>市マスタープランにおいては、広大な面積を持つ各務山において、残された緑地の保全や緑化を推進するとともに、工業系をはじめとした有効な土地利用を積極的に検討する地区に位置付けている。</p> <p>よって、当地区においては、工業専用団地の整備を推進し、新たな産業や雇用の受け皿の確保により地域活力の向上を目指すとともに、緑地の保全と緑化を推進し、周辺環境に配慮した土地利用を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺の環境に配慮した工業専用団地としての土地利用を図るため、適正な地区施設を配置し、建築物等の用途の制限を行うこととする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地域の南北交通を円滑にするための主要区画道路を配置するとともに、適切な地区内交通の処理に向けて、区画道路を適切に配置し整備を行う。</p>
	建築物等の整備方針	<p>建築物等の用途の制限を定めることにより、土地利用の方針による周辺の環境に配慮した工業系土地利用を図る。</p>
	その他の整備方針	<p>河川の状況を鑑み、必要な場合は岐阜県宅地開発指導要領に基づき調整池を設置し、周辺環境に配慮した良好な工業団地を整備する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置 及び規模	道 路			
		名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号(新設)	12.0m	約530m	市道各378号線
		区画道路2号(新設)	9.5m	約216m	
	区画道路3号(新設)	9.5m	約183m		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律201号)別表第2(わ)項に掲げる建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 幼保連携型認定こども園 (4) 保育所、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 診療所 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) カラオケボックスその他これに類するもの		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

<変更の理由>

前回、採土事業土砂の堆積地として、事業範囲外としていた区域での事業化が確実となったため、地区計画の区域拡大を行い、同様の制限を行うもの。